

富津市学校給食運営委員会 会議録

1 会議の名称	令和 8 年度第 1 回富津市学校給食運営委員会
2 開催日時	令和 8 年 7 月 29 日（水） 15 時 00 分 ～ 16 時 02 分
3 開催場所	富津市役所本庁 5 階 504 会議室
4 審議等事項	議題 （1）委員長及び副委員長の選出について 報告事項 （1）学校給食費無償化事業について （2）学校給食費の滞納状況及び対応について （3）学校給食費の現状について （4）食物アレルギー対応の状況について （5）富津市地場産物の提供について （6）飯野小旧調理場及び富津小旧調理場解体工事について
5 出席者名	（委員）池田昌昭、田中計、財前司、平野睦智、内海香代子、浅倉正幸 （事務局）山下教育長、樋口教育部長、三浦学校教育課長、池田給食係長、中村場長、岡本主査、藤田栄養教諭、大瀧主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 23 条第 号に該当（理由）
8 傍聴人数	0 人（定員 5 人）
9 所管課	教育部学校教育課給食係 電話 0439（80）1343
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

令和 8 年度第 1 回富津市学校給食運営委員会 会議録

発 言 者	発 言 内 容
池田係長	令和 8 年度第 1 回富津市学校給食運営委員会を開会します。 本日は、宮崎委員から欠席の連絡がありました。渡邊委員については、連絡がきておりませんので遅れて来るかと思っておりますので進めさせていただきます。 委員 6 名の出席をいただいております、富津市学校給食共同調理場管理運営規則第 11 条第 2 項の規定により会議が成立することを報告します。 また、本会議の内容については、富津市情報公開条例第 23 条の規定により公開となっております。また、会議の記録のため録音機を使用しておりますので、ご了承くださいようお願いいたします。 会議を次第により進行します。
山下教育長	【教育長挨拶】
池田係長	本日は、新委員での第 1 回目の委員会となりますので、全委員に自己紹介をお願いします。
全委員	【委員自己紹介】
池田係長	事務局は、席次表により確認をお願いします。 会議次第 4 「議題」を進めさせていただきます。 議題（1）委員長及び副委員長の選出について事務局から説明します。
三浦課長	本件については、前委員の任期が、令和 8 年 6 月 30 日をもって満了となり、新委員として皆様方に辞令を交付させていただいたところであります。新たに委員長及び副委員長の選出をお願いするものであります。 「富津市学校給食共同調理場管理運営規則」第 10 条第 1 項に「運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」と規定しておりますが、本日初めてお会いするという方々もおられると思っておりますので、選出をお願いしますと言われてもなかなか難しいと思っております。つきましては、事務局から提案させていただきますがよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
三浦課長	今までの慣例といたしまして、委員長は学識経験者の方、副委員長は校長代表の方から選出されておりました。

	そこで委員長を池田昌昭委員に、また、副委員長を学校長代表の財前司委員にお願いをさせていただければと存じますが、いかがでしょうか。 (「お願いします」の声あり) それでは、委員長を池田昌昭委員に、副委員長を財前司委員に決定させていただきます。よろしくお願いいたします。 委員長、副委員長前の席へご移動をお願いします。それでは、池田委員長、財前副委員長から一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。
池田委員長	【委員長挨拶】
財前副委員長	【副委員長挨拶】
池田係長	ありがとうございました。それでは、「富津市学校給食共同調理場管理運営規則」第10条第1項に「委員長が会議の議長となる。」と規定されておりますので、池田委員長に議長となって頂き会議の進行をお願いします。
池田委員長	わかりました。それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 本日の学校給食運営委員会会議録署名人は、学校長代表の平野委員にお願いしたいと思います。
平野委員	はい、分かりました。
池田委員長	それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。報告事項(1)学校給食費無償化事業について事務局の説明を求めます。
池田係長	それでは、報告(1)学校給食費無償化事業についてご説明いたします。 2ページ、資料1令和8年度学校給食費、抜本的負担軽減について、をご覧ください。 令和8年度から子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、国は学校給食費の抜本的負担の軽減のため、「給食費負担軽減交付金」を創設し、県から千葉県公立小学校の抜本的負担軽減補助金が市へ交付されます。 公立小学校の学校給食に係る給食材料費を支援するもので、支援額は、5月1日現在の在籍児童数×国の基準額月額5,200円×11か月で財源は、国と県が1/2ずつの負担となります。 これは、個人への支援ではなく、自治体向けの支援策のため、

給食費相当額ではなく国の基準額により計算されます。

5月1日時点の在籍人数で算定され、生活保護の教育扶助及び要保護児童に該当する児童については、それぞれの制度で支援されるので対象外となります。

特別支援就学奨励費及び就学奨励費（準要保護）を受給している児童は、本事業の対象となります。

富津市では、米飯価格や食料品の値上がりにより給食材料費は、令和7年10月時点、小学生1人当たり月額約6,000円かかっており、保護者の支払う給食費で不足する分については、市で負担しております。

国の基準額を超える給食材料費については、保護者から徴収が可能となっておりますが、市は、保護者から徴収することなく小学校給食費の無償化を実施することといたしました。

次に、令和8年度中学生学校給食費無償化事業について説明します。

同じページの下段の表をご覧ください。

子育て支援策を充実させるため、中学生全学年の学校給食費を令和7年度から無償化を実施しております。市内中学生の不徴収人数は、令和8年5月1日現在で736名です。今年度中学生無償化で4,614万7,200円の減額を見込んでいます。

市外在住で富津市内の中学校へ通学されている11名は対象外です。

市内1名の生活保護法の規定による教育扶助として給食費を受給されている方は対象外となり、学校給食費の徴収対象ですが、保護費から振替納付しておりますので、実際には本人からの徴収はしておりません。

令和8年度学校給食費の抜本的負担軽減についての説明は以上です。

続きまして、3ページ 報告1【資料2】をご覧ください。

令和7年度学校給食費無償化助成金（食物アレルギー等対応助成金）についてご説明いたします。

令和7年4月から市内在住の中学生の学校給食費無償化に伴い、食物アレルギー等のやむを得ない事由により、学校給食の代わりに家庭から弁当を持参している生徒の保護者と無償で学校給食の提供を受けている生徒の保護者との公平性を図り、対象家庭の経済的負担の軽減を目的に、規則へ食物アレルギー等対応助成金の交付に関する条項を加えるため、富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正し、令和7年11月7日に公布、令和7年4月1日に遡及適用をして実施しました。

助成対象者の条件として、1.本市に居住し、保護者及び子が本市の住民基本台帳に記載されている。

2. 富津市立中学校に在籍している。3. 食物アレルギー、宗教、疾病等の事由により学校給食の全部の提供を受けていない生徒または飲用牛乳のみの提供を受けている生徒が対象となります。

助成額については、1か月の助成金額は、学校給食費月額5,700円を限度とし、学校給食の全部の提供を受けていない（完全弁当持参）の生徒については、日額328円×弁当を持参した回数で計算し、飲用牛乳のみの提供を受けている場合は、日額328円×弁当を持参した回数から飲用牛乳費用を差し引いた金額となります。

申請については、対象者に通知し、オンライン申請を受け、3月の給食最終日後に在籍する学校長から年間の実績報告を提出してもらい、令和7年度交付対象生徒3名の助成金支給額合計12万226円を令和8年4月24日に支払を行いました。

続きまして、4ページ報告1【資料3】をご覧ください。

令和8年度学校給食費無償化助成金（食物アレルギー等対応助成金）についてご説明いたします。

令和8年度から国の学校給食費の抜本的な負担軽減により、小学校の給食費無償化に伴い、小学生についても食物アレルギー等やむを得ない事由により、学校給食の代わりに弁当を持参している保護者に対し学校給食費相当額を助成金として交付します。

小学生の助成対象者は、

- 1 富津市立小学校に在籍している。
- 2 食物アレルギー、宗教、疾病等の事由により学校給食の全部の提供を受けていない児童又は飲用牛乳のみの提供を受けている。

助成額については、1か月の助成金額は、学校給食費月額4,600円を限度とし、学校給食の全部の提供を受けていない（完全弁当持参の児童については、日額265円×弁当を持参した回数で計算します。

飲用牛乳のみの提供を受けている場合は、日額265円×弁当を持参した回数から飲用牛乳費用を差し引いた金額となります。

申請については、昨年度申請した中学生については、継続を確認し申請は不要とし、新たな小中学生の対象者へ通知をし、オンラインにて申請を受付しております。

令和8年度交付対象児童生徒は、小学生11名、中学生2名、合計13名へ助成金を交付する予定です。

学校給食費無償化事業についての説明は以上です。

池田委員長

学校給食費無償化事業についての説明がすべて終わりましたが、これについて何か質問があれば挙手をお願いします。

浅倉委員	はい、助成事業については基本的には小学校は国と県からの補助によって賄われているってということと、中学生については、市独自の施策で無償化をしているってという理解でよろしいですかね。
池田係長	はい、その通りです。
浅倉委員	アレルギー対応の助成金について、小学校の方ですけれども、小学校については国の基準5,200円のところ、市の給食費月額補助額は4,600円となっていると思います。その差の理由と いうか、違いはどういうところから来るのかなと。
池田係長	はい、昨年度から本市では中学生の無償化を実施しております、中学生で無償化している方との公平性を図り、経済的負担を軽減するため中学生のアレルギー対応助成金を先行し実施しておりますので、学校給食費を基準として行っております。 今年度から小学校については無償化され、国の基準額が5,200円ということで、また、他市との情報を確認して今後変更する可能性はありますので、また協議をさせていただきたいと思っています。
浅倉委員	承知しました。中学校の給食費に合わせてスタートしているということですね。
池田係長	中学生の給食費に合わせて小学生の助成金もスタートしたということで今現在は、給食費を基準として助成をさせていただいております。 また、国の補助金の上限が5,200円ですので、今後検討する余地があるということで、検討させていただきたいと思っています。
浅倉委員	そうですね。通常の給食を食べている児童とアレルギーの児童との差があるのはどうかと感覚的に思ってお質問させていただきました。
池田委員長	よろしいですか。
浅倉委員	はい、ありがとうございます。
池田委員長	他にございますか。無いようですので、(2) 学校給食費の滞納状況及び対応についての説明をお願いします。
池田係長	はい、それでは、報告(2) 学校給食費の滞納状況及び対応に

についてご説明いたします。

5 ページ、【資料 4】学校給食費調定・収入一覧表をご覧ください。

左側の現年度分、右側の過年度分について記載をし、令和 7 年度と令和 6 年度の収納状況を比較したものです。

区分の調定額とは、児童・生徒・教職員、調理員等から徴収を予定する給食費の合計額です。

納付額は、徴収する給食費に対して、実際に収められた額となります。

不納欠損とは、債権放棄等により収納が見込まれなくなった場合に次年度へ繰り越さないようにする決算処理のことです。

未納額は、調定額と収入額の差額で、本来、納入されるべきところまだ収まっていない額となります。また、令和 8 年度に 7 年度分の過年度分として繰越しになった金額です。

収納率は、調定額に対し、収入となった率でございます。

収納率が 100%の学校は、小・中学校 11 校中 3 校です。

下段 4 行目の 7 年度全体の調定額 7,402 万 7 円に対しまして、収入額 7,360 万 2,060 円、未納額が 41 万 7,947 円収納率は、99.44%となっております。

右側は令和 6 年度現年度分の全体の収納状況で、調定額 1 億 415 万 3,964 円に対しまして、収入額 1 億 332 万 5,614 円、未納額が 82 万 8,350 円、収納率は 99.20%となっております。

未納額が減額した要因といたしましては、令和 7 年度は、中学生全学年無償化実施により、徴収対象が減ったこと。また、7 ページ資料 6 にあります児童手当からの特別徴収が増えたことが減額の要因と考えております。

続きまして、右側過年度分の令和 7 年度をご覧ください。

こちらは、令和 7 年度に過去の年度の滞納分として、平成 30 年度から令和 6 年度までの滞納額で、下段の調定額合計 132 万 376 円に対して、令和 7 年度中に収納した金額として 納付額合計 92 万 1,850 円、不納欠損額 8,776 円、過年度分未納額合計として、38 万 9,750 円で収納率は、69.82%となっております。

なお、不納欠損については、時効の援用通知の提出があり、7 年度末で不納欠損処理をいたしました。

続きまして、6 ページ資料 5 の令和 8 年度への過年度分滞納繰越額内訳をご覧ください。

こちらは、令和 8 年度に繰り越された、平成 30 年度から令和 7 年度までの給食費の滞納額と滞納者数を、学校別にまとめたものです。表右下の小中学校合計で 80 万 7,432 円を令和

	8 年度に繰越しております。 続きまして、7 ページ資料 6 をご覧ください。 令和 7 年度に徴収された未納の徴収方法別一覧でございます。 児童手当からの特別徴収で、72 名 65 万 1,380 円を徴収しました。これは、児童手当法第 21 条の規定により、保護者からの申出により、児童手当の支給時に手当を保護者へ振り込まず、直接市へ納入、天引きをすることができる制度を活用しています。 次に、臨戸徴収は、5 月に市内の休日夜間滞納整理で 25 世帯を訪問し 7 名 4 万 5,876 円を、1 月に 8 世帯訪問し 1 名 18,400 円を徴収しました。また、市外へ転出した滞納者の臨戸訪問として、1 月に君津市へ訪問しました。 次に、学校の協力を得て、保護者面談後に納付相談を行い 9 名の方と面談し、納付書にて支払をしていただきました。 また、木更津簡易裁判所へ支払督促の申し立てを 2 世帯 3 名について実施しました。今年度は、強制執行を行う準備・調査を実施いたします。 学校給食費の滞納状況及び対応についての説明は以上です。
池田委員長	ありがとうございます。滞納者の督促に伺うなど大変な作業をしていると感じました。皆さん方のご意見、ご質問等を受けたいと思います。よろしくお願いします。
田中委員	学校給食費無償化に戻りますけれども国の政策としては、少子化対策によるものなのか、物価高騰対策によるものなのか。それはどちらかということが一つと、本来ですと未納の方につきましては、無償化の対象にならないという意見はなかったのか。要は、無償化になって払いたくないという親御さんがいた場合に、無償化になるだろうというような考えの中で、徴収しづらくなるというか、無償化になったことによって、元々払わなくてよかったのではないかなというように誤解を招く可能性と今後のこともありますので、それは少子化対策なのか、物価高対策なのか。今後ずっと続く対策なのかも明記していただかないと、これは短期的なものであれば、またそれを元に戻る可能性があるというふうに考えますけど、わかる範囲でお答え願えればと思います。
池田委員長	事務局よろしいですか。
池田係長	国の小学校の抜本的負担軽減については、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、国は学校給食費の抜本的負担軽減のため、交付金を創設して、支援をしてくださるということにはなっておりますので、子育て支援ということで支援して

	いただいております。
田中委員	未納の方については、無償にならないという意見はなかったのですか。
池田係長	未納のある方については、無償を開始する以前の未納ですので、それに対しては、お支払いをしていただくということをお願いをしております。
樋口部長	先生がおっしゃるところはわかりますけど未納の有り無し関係なく、子育て支援ということで、一律無償になったものと認識しておりまして、過年度の滞納分というのは各自治体で徴収していくというような形で理解をしております。
田中委員	はい、わかりました。
池田委員長	他市もそのように行っているということですよ。
樋口部長	はい、そのように認識しております。
池田委員長	他にございますか。無ければ報告（３）学校給食費の現状について、に移らせていただきます。事務局よろしく願います。
池田係長	それでは、報告（３）学校給食費の現状についてご説明いたします。 ８ページ【資料７】をご覧ください。 １．給食費（保護者負担）の推移として 現在の給食費は、平成 21 年 4 月以来改定を行っていません。令和 3 年度までは、徴収する給食費で食材料費を賄っていましたが、令和 4 年度からは、大きく物価が上昇したことから、不足する食材料費へ地方創生臨時交付金を活用し、市の一般財源の充当によって学校給食費を値上げすることなく、保護者軽減を図ってきました。 ２．給食材料費決算の推移として 平成 31 年度からの令和 7 年度の給食材料費決算の推移です。令和 2 年度はコロナ渦で給食を停止した時期があり、食材料費が減少しておりますが、以降物価高騰により上昇しています。 ９ページをご覧ください。 上段の表は、実際かかっている 1 食あたりの食材料費の推移です。 令和 7 年度推計では、小学生 340 円、中学生 427 円かかってお

り、条例の日額単価（小学生 265 円中学生 328 円）と比較すると小学生△75 円、中学生△99 円給食費だけでは不足しています。

下段の表は、物価上昇の状況、物価指数（食料）の推移です。表中の上段の折れ線①給食費改定をした 2009（H21）を基準とした物価上昇率は、133.0%、中段の折れ線②新型コロナウイルス感染症の流行前 2019（H31・令和元年）を基準とした物価上昇率は、122.8%下段の折れ線③近年の物価上昇した 2022（R4）を基準とした物価上昇率は、118.8%です。

10 ページをご覧ください。

上段は、米飯（富津市産指定米）価格の推移です。主食のお米は富津市産コシヒカリを指定し、学校給食会と契約して炊飯委託しています。米飯価格は、令和 7 年 10 月から大幅に値上がりし、令和 7 年 4 月と令和 8 年 4 月を比較して、小学生 27.66 円、中学生 35.88 円上昇しています。

中段は、牛乳 1 本あたりの価格の推移です。牛乳 1 本あたりの価格は、平成 31 年度との比較で 16.78 円価格上昇しています。

下段は、3. 児童・生徒の推移です。

各年度 5 月 1 日現在の児童・生徒数で、平成 31 年度から令和 8 年度を比較すると、543 人減少しています。

11 ページをご覧ください。

4. 実際にかかっている給食材料費について

現在、給食材料費は、令和 7 年 10 月分で 1 食当り小学生 340 円、中学生 427 円掛かっています。月額では、小学生 6,000 円、中学生 7,500 円となります。

条例の日額の給食費小学校 265 円、中学校 328 円との比較では、1 食あたり小学生 75 円、中学生 99 円不足しています。令和 7 年 10 月から米飯価格が大幅に値上がりしたため、この傾向は今後も続く見込みです。

5. 今後の動向として、

令和 8 年度からは、小学校の抜本的な負担軽減により小学校の学校給食費は無償化となり、基準額 5,200 円を国・県から 1/2 ずつの負担で補助されます。中学校については、市独自に市内に在住する富津市立中学生については、給食費は無償化しており、義務教育 9 年間の学校給食費無償化が実現しました。

このことから、給食費を徴収するのは、市外から通学している中学校の生徒及び教職員並びに調理場職員等から徴収することとなります。

6 今後の課題

物価上昇により給食材料費が高騰している中、給食費と実際に掛かっている給食材料費との差額が増加しており、教職員等の

池田委員長	給食費の見直しについては、今後検討が必要な課題です。近隣市の状況等を勘案しながら検討してまいります。 ということで、令和7年度の第2回書面開催資料にも提示させていただきました。 その時の意見のあった資料を本日お配りしておりますので、参考にご覧ください。 下段には、学校給食費の4市比較表を添付いたしました。 委員の皆様から今後の給食費についてのご意見等がありましたらお願いいたします。 学校給食費の現状についての説明は以上となります。 はい、ありがとうございました。 去年などは米の価格が上昇したわけですが、このグラフを見ると、毎年上がっていると感じます。今、ご説明のありました現状についてご質問等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。 ＜質疑なし＞
池田委員長	よろしいでしょうか。中々厳しい状況の中で、給食係として頑張ってくれていると思います。今後ともよろしく願いたいと思います。 では続きまして、(4) 食物アレルギー対応について事務局の説明をお願いします。
岡本主査	では、説明に入る前に本日の資料の差し替えの方をお願いいたします。 机の上に、令和8年度から学校給食における食物アレルギー対応状況について、1枚の資料の方をお配りさせていただきました。 送付させていただいてさせていただいていた12ページの差し替えということになります。 それでは、学校給食における食物アレルギー対応の状況についてご説明いたします。今、お話ししました資料8をご覧ください。 学校給食における食物アレルギーの対応につきましては、富津市学校給食共同調理場が供用開始となる前から行っていました、給食に含まれるアレルゲンをお知らせする情報提供対応に加え、令和7年9月からは、「卵」と「乳」の除去食提供を開始しています。学校給食における食物アレルギーの状況は、資料8の令和8年度学校給食における食物アレルギー対応の状況に沿って報告いたします。

資料左下の食物アレルギー対応者内訳をご覧ください。

令和8年7月1日現在、市内小中学校において食物アレルギーを持つ児童生徒は、小学生が43名、中学生が14名の計57名います。そのうち、除去食を提供している者が2名、給食に使われているアレルゲンの情報を提供している者が34名、家庭から給食の代わりとなる弁当を持参している者（完全弁当）が9名います。残りの12名については、富津市の学校給食において使用しない食材を5品定めたことにより、アレルギーを心配することなく給食を食べることができています。

食物アレルギーにより給食を食べられない者でも、乳アレルギーを持っていない場合は、申請することにより、飲用牛乳の提供をしています。令和8年度は2名の申請により、完全弁当対応者に飲用牛乳を提供しています。

次に下の段の真ん中の表をご覧ください。昨年の9月から開始した除去食対応についてですが、卵アレルギーと乳アレルギー、卵と乳の両方を併せ持つアレルギーの児童生徒は、小学生が3名、中学生が1名、全体で4名います。そのうち、除去食対応を行っている者は、色付きにしている青堀小学校の卵アレルギー1名と、吉野小学校の卵と乳を併せ持つアレルギーの1名の計2名です。他の2名につきましては、除去食の希望がなく、この2名は以前から実施していた情報提供を継続しています。

次にどんな食品がアレルギーとなっているかの内訳です。

資料の上段の「食物アレルギー原因食品の内訳」をご覧ください。アレルゲン別の人数が示されています。一番多いアレルギーは、「落花生」が20名、次いで「くるみ」が14名、「えび」が13名、「かに」が12名、「卵」と「カシューナッツ」が9名、「そば」が8名、「いか」、「アーモンド」、「キウイフルーツ」が6名、「乳」と「バナナ」が5名となっています。この他にも「小麦」や「山芋」、「マカダミアナッツ」、「大豆」、「豚肉」などいろいろなアレルゲンを持ち合わせています。

先ほど富津市の学校給食において使用しない食材5品を定めていると言いましたが、この表の中で色付きとなっている「そば」、「落花生」、「くるみ」、「いくら」それに加え、「あわび」が給食に使用しない食材となっています。これらは、重篤なアレルギー症状を引き起こしやすい食材であり、給食において数年使用していないなどの理由から、令和6年度から給食に使用しない食材に規定しています。

最後に、資料の下段の右に、参考資料として食物アレルギー表示の29品目を掲載しています。富津市の学校給食では、令和6年度以降に推奨表示に加わった「マカダミアナッツ」と「ピスタチオ」の2品を除いた27品目を情報提供として、食物アレルギー献立表を対象者に配布しています。

以上で、食物アレルギー対応の状況についての報告を終わります。

	す。
池田委員長	はい、細かく配慮をされていると感じておりますけれども、詳しいご説明がありました、皆さんのご意見ご質問を受けたいと思います。
田中委員	はい、情報提供をする57名中34名に対応されているということで行っているということですが、それはアレルギーの調査票、個人票を提出した人ですか。
岡本主査	そうですね。最初に食物アレルギーの申請書を出していただいて、それによって情報提供対応という形で、決定するような形で、その方たちが34名いらっしゃるっていう形になります。その申請自体は、学校でも検討委員会がありますので、そこで保護者と学校と話し合いを持って申請が教育委員会の方に上がってくるという形になっております。
田中委員	一方では主治医による診断書みたいな、表裏の。
岡本主査	管理指導表ですね。
田中委員	アナフィラキシーとかそういうところに関する診断書を提示されるお子さんもいらっしゃるのですが、ある1人に関しては、山芋でやはり食べられないぐらい蕁麻疹が出たということで管理指導表を書いてくれと言って書いたら、その1ヶ月後に全部消してくれと、そうしないと給食が食べられなくなっちゃうからっていうふうに言われたお子さんもいますのでね。 実際そんな厳密なことを振り分けるのではなくて、細かい症例もあると思いますので、やはりこの「ナッツ」とか、その表示義務がないとか、こちら真ん中に書いてあるような「キウイフルーツ」とそういったものに関しても、今までかなり全身に蕁麻疹が出ておりましたというような方がいれば、それは残すってことで対応しているってことですか。
岡本主査	そうですね。給食の方の普通の献立表だけではわかりにくいので、アレルギー献立表というところに、この献立にはこのアレルギーが入っていますって細かい詳細な献立表を配布させていただいて、それを保護者の方が見ていただいてその代わりのものを持ってきますとかそういうやり取りを学校と保護者でしていただいているという形になります。先ほど言ったような山芋とかであれば、山芋が入っている、例えば、「はんぺん」とかそういうものが出たときには、そこに入ってくるので、それを見て保護者はこの日には代わりのものを持ってきますと

	か、いや持って行かないで食べませんとか、そのようなやり取りになります。
田中委員	わかりました。
池田委員長	除去じゃなくてもやってくれるということですね。
岡本主査	はい。
池田委員長	他にございますか。
内海委員	はい、質問じゃないですけども、いつもありがとうございます。アレルギーの方は、青堀小学校では、毎月15名のアレルギー児童を対応させていただいております。毎月共同調理場から詳細のアレルギー献立表をいただいて、それを保護者に渡して、保護者から今月は、この日のこの部分は代替食を持っていますとか、そういう対応をしておりますけれども、その都度、自分もちっと悩むところとかあって、共同調理場の先生にご相談させていただきながらやっております。中には、田中先生がおっしゃる通り、やはりアレルギーを持っているけれど、給食を食べたいというお子さんもいらっしゃるの、体に症状が出てしまうお子さんに関しては、やはり健康第一というか、その子の体のことを第一に見守りたいと思っています。そのアレルギーのお子さんだけでなく、他のお子さんもいらっしゃるの、そうすると最小限に守るってことで安全の方を優先させていただいて、その子の気持ちはちっとまたもう少し大きくなってから、成長と共にアレルギー症状も減ってくるかもしれないってことで相談させていただきながらやっております。また色々と相談させていただいて本当に悩むところが多いですけども、安全を第一にやらせていただいていると思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。
池田委員長	学校現場の現状ということでお話いただきました。ありがとうございました。 他にございますか。無ければ、続きまして、(5) 富津市産地場産物の提供についてということで、説明を中村場長お願いします。
中村場長	報告(5) 富津市地場産物の提供についてご説明いたします。 13 ページ 【資料9】 給食日より7月号をご覧ください。 富津市の学校給食では、地産地消の推進として、地元で採れる新鮮な農産物を取り入れた献立や、富津市産のエコ米(減農薬の米)を使用し、安全で安心な給食を提供しております。

	昨年度、令和 7 年度から、新しく共同調理場が供用開始となりました。その際、開場記念献立として、富津市押切で育てられた「かずさ和牛」と味付けに佐貫にある宮醤油の「たまさしょうゆ」を使った「牛丼」や富津産「ばらのり」を使用した具たくさん味噌汁などを提供しました。 今年度は、「富津市産のマスクメロン」を青木にある「モリタ農園」さんにご協力いただき、今月 7 月 3 日に中学校、15 日に小学校の給食に提供いたしました。 メロンを給食として届けるにあたり、学校給食に必要な玉数を納入可能な農家さんがいるのかどうか、JAきみつのメロン部会や市役所農林水産課から情報を集め色々調整いたしまして、収穫時期と給食提供日を合わせることで献立への導入が実現しました。 丹精込めて作られた食べごろのメロンが調理場に届き、朝早くから調理員の手で 1 個ずつ丁寧に 3 回洗浄し、ヘタと種を取り除いて、食べやすい大きさにカットしました。クラスごとの食缶に配食し、保冷剤を入れて各学校へ配送いたしました。 ジューシーな果肉と果汁に児童生徒も舌鼓を打ったことと思います。 給食や家庭で毎日食べている食べ物が、富津市で育てられた、また、作られた食材であることを知ってもらうことは、地域の自然、食文化への関心と理解を深めるとともに、生産者の方々への感謝の気持ちと育った地域への愛着を育むことにもつながるので、今後も継続して地域の食材を活用していきたいと考えております。 富津市地場産物の提供についての説明は以上になります。
池田委員長	はい、ありがとうございました。 7 月にメロンの提供ということで、大変うらやましい限りですが、他にもありますよね。海苔を使ったりするのは。
中村場長	そうですね。漁協さんからいただいた海苔を学校給食に出すのは、毎年行っております。
池田委員長	今、ご説明がありましたが、何かございますか。無ければ、報告（6）飯野小学校旧調理場及び富津小学校旧調理場解体工事について、説明をお願いします。
池田係長	はい、それでは、報告（6）飯野小学校旧調理場及び富津小学校旧調理場解体工事について説明いたします。 14 ページ、【資料 10】飯野小学校旧調理場解体工事のお知らせをご覧ください。 令和 7 年 4 月から富津市学校給食共同調理場の供用開始に

	に伴い、今まで使用していた旧大貫共同調理場、旧天羽共同調理場及び青堀小学校旧調理場については、令和7年度に解体を終了しました。今年度については、飯野小学校旧調理場及び富津小学校旧調理場の解体工事を実施いたします。 飯野小学校旧調理場解体工事の工期については、令和8年6月15日から令和9年3月10日までを予定しています。 工事内容としては、旧調理場の解体工事、解体中の仮設給食受け口を設置、配膳室の改修工事及び外構工事他となっております。 施工業者につきましては、(株)小島建設が実施します。 つづきまして、15ページ【資料11】をご覧ください。 富津小学校旧調理場解体工事の工期につきましては、令和8年6月15日から令和9年2月10日までを予定しています。 施工業者につきましては、(株)渡辺工務店が実施します。 工事内容につきましては、飯野小学校と同様、旧調理場の解体工事、解体中の仮設給食受け口を設置、配膳室の改修工事及び外構工事他で、両校とも解体工事中でも給食に支障が生じないように施工してまいります。 以上、簡単ですが、飯野小学校旧調理場及び富津小学校旧調理場解体工事についての説明を終わります。
池田委員長	ありがとうございました。 6月15日から行うというところですが、もう始まっていますか。
池田係長	はい、もう始まっております。
池田委員長	飯野小学校の先生よろしくお願いします。 私も元飯野小で勤務していたので残念です。岡本さんがお勤めしたところでしたので残念だなと思っています。 解体工事について、ご質問ございますか。 では、私から、解体工事車両が入ってくると思いますが、それは児童の通学時間帯を外すとかそういうことは行っておりますか。
池田係長	はい、8時半からということで、子供たちの登校を終えてから作業開始としております。
池田委員長	ご配慮ありがとうございます。 他にございますか。無いようですので、その他事務局の方で説明することはございますか。

三浦課長	はい、事務局からは特にございません。
池田委員長	はい、ありがとうございます。 では、事務局から特に無いということですので、委員の皆様からこの案件を協議したいということがありましたら、お願いします。 特に無いようでございますので、本日の議事は全て終了したいと思います。それでは、議長に任を解かせていただきます。皆さん、長時間にわたりご協力ありがとうございました。
池田係長	本日はご審議ありがとうございました。 以上で令和８年度第１回富津市学校給食運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。